

## 9. 文部科学省における児童虐待への 対応について



# 文部科学省における児童虐待への対応について

## 1 児童虐待への適切な対応に係る学校教育関係者、社会教育関係者への周知等について

### ○「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨等の周知について

文部科学省では、児童虐待については、従前から、都道府県等を通じて、養護教諭をはじめとする学校教育関係者や社会教育関係者に対して児童相談所への通告義務等について周知してきたところである。また、平成19年6月に公布された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律についても、各教育委員会など関係者に周知を図っている。

また、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」の実施に当っては、厚生労働省とも連携し、都道府県教育委員会や国立大学法人、所管独立行政法人等に対する周知に努めている。

### ○学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について

平成18年5月にまとめられた、「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究協力者会議」の報告などを踏まえ、平成18年6月5日に「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」の通知を発出し、「児童虐待の防止等に関する法律」等に基づき、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応として、①学校の職職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、その早期発見・対応に努める必要があること、②児童虐待の疑いがある場合は、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談することについて周知を図った。

### ○児童委員等の活用による家庭教育支援施策の推進について

平成21年3月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、

児童委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知を発出した。

## 2 学校等における児童虐待防止対策について

### ○「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」報告書

文部科学省では、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月に報告書を取りまとめ、全国の教育委員会及び学校に配布した。

### ○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」について

養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、学校における児童虐待への対応の重要性、児童虐待への学校及び養護教諭が果たす役割、児童虐待に関する基礎知識、児童虐待の早期発見・早期対応の方法などについて、学校現場で活用しやすいよう、図表や事例を交えながら具体的に記載した手引を平成20年1月に全国の教育委員会及び学校に配布した。

### ○教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)について

学校等における児童虐待防止のための取組の一層の充実を図るため、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図ることを目的に作成した、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」CD-ROM版を平成21年5月に各都道府県・指定都市教育委員会を介して、市町村教育委員会に配布した。

### 3 主な施策について

平成21年度予算額(平成20年度予算額)

#### 〈家庭・地域社会における取組〉

##### 訪問型家庭教育相談体制充実事業

354百万円 (1,153百万円)

身近な地域における家庭教育支援を推進するため、地域の子育て経験者や専門家の連携による「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や企業を訪問して情報や学習機会の提供、相談対応を行う。

##### 家庭教育支援基盤形成事業

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金14,261百万円の内数 (新規)

身近な地域における家庭教育支援を広く実施するため、「家庭教育支援チーム」の定着を図るとともに、持続可能な支援を行うための地域人材を養成し、多くの親が集まる様々な機会を活用して学習機会を提供する。

##### 家庭教育手帳の作成

25百万円 (65百万円)

家庭の教育力の低下が指摘される中、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への情報提供や家庭教育に関する学習機会等での活用を促すため、家庭教育に関するヒント集(家庭教育手帳)を作成する。

##### 子どもの生活習慣づくり支援事業

219百万円 (新規)

「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における成果をもとに、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた方策及び効果を活用し、全国的な普及啓発を図る。

##### 人権教育推進のための調査研究事業

158百万円 (160百万円)

人権尊重社会の実現に向け、社会教育における人権教育を一層推進するため、人権に関する学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究を行うとともに、その成果の普及を図る。

##### 放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)

(委託事業分) 127百万円、(補助事業分) 14,261百万円の内数 (7,765百万円)

すべての子どもを対象とし、放課後や週末等に、小学校の余裕教室等を活用し、子どもの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動や地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する。

## 〈学校における取組〉

### 豊かな体験活動推進事業

1,079百万円（1,012百万円）

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、他校のモデルとなる体験活動を実施し、その成果を全国に普及させることにより、小・中・高等学校等における豊かな体験活動を推進する。

特に自然の中での長期宿泊活動や社会奉仕体験をはじめとした様々な体験活動等を通じて児童生徒の生活や学習における意欲や集団の一員としての態度など社会人としての基礎的な資質の養成・強化を図る。

### スクールカウンセラー等の配置

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金14,261百万円の内数（3,365百万円）

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

### スクールソーシャルワーカー活用事業

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金14,261百万円の内数（1,538百万円）

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

### 問題を抱える子ども等の自立支援事業

853百万円（855百万円）

児童虐待、いじめ、不登校、暴力行為、高校中退といったそれぞれの課題について、未然防止、早期発見・早期対応など、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う。